

大阪府介護員養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 から 第2条 (略)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>「介護職員初任者研修課程」における修業年限はおおむね8か月以内、「生活援助従事者研修課程」における修業年限はおおむね4か月以内とする。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は、「介護職員初任者研修課程」は1年6か月以内、「生活援助従事者研修課程」は8か月以内とすることができる。</u></p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 から 第5条 (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(6) <u>修了証明書に使用する印鑑の使用印鑑届</u></p> <p>(7) <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>(8) から (18) (略)</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 研修事業に関する事項</p> <p>① <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>② から ⑫ (略)</p> <p>(2) その他指定に関し必要があると知事が認める事項</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第3章 研修事業の開始 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1条 から 第2条 (略)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>各課程における修業年限は、おおむね8カ月以内とする。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は、1年6カ月以内とする。</u></p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 から 第5条 (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(6) <u>印鑑証明書(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)</u></p> <p>(7) <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び「法人全体の財政計画書」</u></p> <p>(8) から (18) (略)</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 研修事業に関する事項</p> <p>① <u>今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び「法人全体の財政計画書」</u></p> <p>② から ⑫ (略)</p> <p>(2) その他指定に関し必要があると知事が認める事項</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第3章 研修事業の開始 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第6章 その他（略）</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年8月7日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日まで開講の募集を行うものについては、従来の要綱を適用する。</p> <p>(指定申請の特例)</p> <p>1 事業者の指定を受けようとする者は、本要綱施行日前においても、この指定の申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和元年7月18日から施行する。</p> <p>(読み替えの特例)</p> <p>1 平成30年4月1日以降施行日までの間において、改正前の別記様式（第12条関係）により発行された修了証明書は、改正後の修了証明書とみなすものとする。</p>	<p>第6章 その他（略）</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年8月7日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年1月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日まで開講の募集を行うものについては、従来の要綱を適用する。</p> <p>(指定申請の特例)</p> <p>1 事業者の指定を受けようとする者は、本要綱施行日前においても、この指定の申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和元年7月18日から施行する。</p> <p>(読み替えの特例)</p> <p>1 平成30年4月1日以降施行日までの間において、改正前の別記様式（第12条関係）により発行された修了証明書は、改正後の修了証明書とみなすものとする。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年 12 月 10 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表 1 (第 6 条関係) 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。</p> <p>別表 1 (第 6 条関係) 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)</p>

改正後

別記様式（第12条関係）（介護職員初任者研修課程）

大阪第 - - - 号

修了証明書

氏名
生年月日 年 月 日

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

指定番号 _____ (大阪府指令 第 号)
(研修事業者名)
(代表者職・名) 印

改正前

別記様式（第12条関係）（介護職員初任者研修課程）

大阪第 - - - 号

修了証明書

氏名
生年月日 年 月 日

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

(研修事業者名)
(代表者職・名) 印

別記様式（第12条関係）（生活援助従事者研修課程）

大阪第 - - - 号

修了証明書

氏名
生年月日 年 月 日

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

指定番号 _____ (大阪府指令 第 号)
(研修事業者名)
(代表者職・名) 印

別記様式（第12条関係）（生活援助従事者研修課程）

大阪第 - - - 号

修了証明書

氏名
生年月日 年 月 日

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。

年 月 日

(研修事業者名)
(代表者職・名) 印